

発議案第 8 号

敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 11 日

八千代市議会議長 大塚 裕介 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 伊 原 忠   |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 植 田 進   |
|     | 同        | 堀 口 明 子 |
|     | 同        | 飯 川 英 樹 |
|     | 同        | 三 田 登   |

## 提案理由

国に対し、敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう求める意見書

岸田首相は、昨年12月6日の所信表明演説で、歴代首相として初めて敵基地攻撃能力保有の検討を表明した。これは、相手国の領土・領域に乗り込み、地下施設も含めた全てのミサイル基地を察知して攻撃し、完全に破壊するというものである。そうなれば、相手国からの反撃、報復を呼ぶことになり、全面戦争へと発展しかねない極めて危険な道である。

岸田首相はこの構想のため、2021年度補正予算と2022年度予算案を一体化した「16か月予算」に、長距離巡航ミサイルの貯蔵・配備、ステルス戦闘機F-35の配備、護衛艦いずもの空母化改修など、総額6兆円を超える「防衛力強化加速パッケージ」費用（軍事費）を盛り込んでいる。さらに、今後も年間6兆円台の予算を確保するため、年内に改定予定の中期防衛力整備計画で、5年間の総額を30兆円台にするよう調整中とも報じられている。

これは、日本が際限のない軍備増強へのアクセルを踏み込むものであり、周辺国からの疑念や不信を広げ、アジア周辺地域での不必要な緊張を作り出す危険性がある。何より戦争放棄を定めた日本国憲法からの重大な逸脱であり、容認できるものではない。

軍拡競争で破滅の道を進むのではなく、誇るべき憲法第9条を持つ国として、対話による平和外交に徹することこそ日本の進むべき道である。

よって、本市議会は国に対し、敵基地攻撃能力保有の検討を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様